

笠間市商工会「住宅等改修補助事業」補助金申請の手引き

- 補助金申請の条件等については、「笠間市商工会住宅等改修補助事業実施要綱」に準じて行います。
- 申請窓口については、笠間市商工会本所（笠間市笠間1464-3）のみで受付を行います。 ※郵送での受付は不可
  
- お問合わせ先  
笠間市商工会 ☎0296-72-0844 笠間市笠間1464-3  
担当：井野・池田
- 補助対象者（補助回数は笠間市民枠と商工会会員枠を含めて1回のみとする）  
＜笠間市民 ①～③全てに該当する方＞
  - ①笠間市内に居住していること。
  - ②補助対象となる建物の所有者（の一人）であること。
  - ③所有者であることを登記簿その他公的書類で確認できること。＜商工会員＞
  - ①笠間市商工会会員（個人・法人）であること。
  - ②補助対象となる建物の所有者（の一人）又は使用者であること。
  - ③所有者（又は使用者）であることを登記簿等その他公的書類で確認できること。
- 補助対象建物  
＜住宅用＞

申請者自らが市内に居住している住宅（集合住宅の場合は個人の専用部分）

＜事業用＞

商工会員が事業を行っている市内の事業用建物（併用住宅含む）
- 補助対象工事（①～④全てに該当する工事）
  - ①笠間市商工会員である施工業者が実際に行う改修工事であること。
  - ②建物本体に係るリフォーム工事であること。
  - ③消費税を除いた工事費が10万円以上であること。
  - ④対象工事が平成30年2月末日迄に工事完了及び工事代金支払が済んでいること

- 補助金の額
  - ・補助率は10%とし補助金の上限は10万円。但し、補助金の額に千円未満の額があるときは、これを切り捨てる。
  
- 工事の時期
  - ・平成29年12月4日以後に着工し、平成30年2月末日までに完了及び工事代金の支払が済んでいるものが対象。(補助金決定通知を受けても、平成30年2月末日迄に工事完了及び代金支払が済んでいない場合は、補助金は交付されない。)
  
- 工事の施工業者
  - ・補助対象となるのは、笠間市商工会員事業所が工事をした場合。
  - ・会員、非会員についてはパンフレットの業者一覧表をご覧ください、商工会までお尋ね下さい。
  
- 申請手続き
  - ・補助金交付申請書(様式第1号)に記入・押印し、添付書類を添え、申請者又は代理人(家族等)が笠間市商工会へ提出して下さい。
  - ・申し込みは、平成29年12月4日以降に受け付けます。
  - ・申し込みは、受付順に処理され、予算額(200万円)に達した際に締め切ります。
  - ・申請書等は笠間市商工会本所窓口にあります。(ホームページよりダウンロード可)
  
- 補助金交付申請時・請求時添付書類
  - ・補助金交付申請時添付書類
    - ① 同意書(この制度上の様式)
    - ② 住民票抄本
    - ③ 法務局で発行する登記事項証明書(登記している場合)  
(登記していない場合は、税務課で発行する家屋所有証明書を添付。)
    - ④ 工事見積書の写し
    - ⑤ 増築又は改修の場合は、建築基準法に基づく確認済証または検査済証の写し。  
(建築確認申請不要の工事の場合は添付不要。工事が完了している場合は、検査済証。)

・補助金請求時添付書類

- ① 工事完了報告書（様式第4号）
- ② 工事費の領収書の写し
- ③ 工事の写真（施工前、施工後の写真）

※工事の写真は、なるべく同じ位置又は場所で撮影して下さい。

なお、必要に応じて現地を調査する場合があります。

- ④ 申請者本人の預金通帳の表面及び表面裏面の写し

○ その他

- ・補助金決定通知後、工事金額の変更があった場合は、補助金変更承認申請書（様式第3号）の提出が必要です。工事金額の変更に伴う補助金の取扱は次の通りです。

1. 工事金額の増加・・・・・・・・補助金は増額しません。
2.       "    の減小・・・・・・・・補助金は減額します。

- ・補助金決定通知後、補助金申請を取りやめる場合には、補助事業取り下げ届（様式第6号）の提出が必要です。